

## 宮崎県地域公共交通協議会規約（案）

### （目的）

第1条 宮崎県地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、宮崎県地域公共交通計画（以下「計画」という。）の策定及び実施等に関する協議を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日付け国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号）の規定に基づき、地域における住民の生活に必要な輸送手段の確保・維持・改善その他公共交通の利便の増進及び課題解決を図り、実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議することを目的に設置するものとする。

### （協議事項）

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (3) 計画の実施状況に係る調査、分析及び評価に関すること。
- (4) 生活交通確保維持改善計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

### （協議会の委員）

第3条 協議会の委員は、別表第1に掲げる者（以下「委員」という。）をもって構成する。

- 2 委員の任期は原則2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### （会長及び副会長）

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、会長には宮崎県総合政策部長を、副会長には学識経験者をもって充てる。

- 2 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代行する。

### （会議）

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員は、自ら会議に出席できない場合は、あらかじめ届け出た代理の者を出席させることができる。この場合において、代理者をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 会議の議決は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決する

ところによる。

- 5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、意見を求めることができる。

#### (書面による決議)

第6条 会長は、次に掲げる事由に該当する場合、書面による決議を行うことができる。

- (1) 至急の決議が必要で、協議会を開催するいとまがない場合。
  - (2) 会長が書面による審議をもって足りると認める場合。
  - (3) 事前に協議会において書面による決議の了承を得ている場合。
  - (4) その他、社会情勢等に鑑み、対面での開催が困難であると認められる場合。
- 2 会長は、書面による決議を行った場合は、次回の協議会において、その内容を報告しなければならない。

#### (部会)

第7条 協議会に、別表第2に掲げる委員で構成する地域間幹線バス部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会長には、宮崎県総合政策部長を、副会長には国土交通省九州運輸局宮崎運輸支局長をもって充てる。
- 3 部会長は、部会を代表し、その会務を総理する。
- 4 副会長は、部会長を補佐し、部会長に事故のあるときは、その職務を代行する。
- 5 第5条および前条の規定は、部会にこれを準用する。この場合において、「委員」とあるのは「部会の委員」と、「協議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。
- 6 別表第2に掲げる協議事項については、部会の決議をもって協議会で決議されたものとみなす。
- 7 部会長は、部会において協議した事項に関して協議会に報告するものとする。

#### (地域分科会)

第8条 協議会及び部会の協議を円滑に行うため、別表第3に掲げる委員で構成する地域分科会（以下「分科会」という。）を置く。

- 2 分科会会長には、代表市町村の副市町村長又は交通政策担当部長を、分科会副会長には国土交通省九州運輸局宮崎運輸支局首席運輸企画専門官をもって充てる。
- 3 分科会会長は、分科会を代表し、その会務を総理する。
- 4 分科会副会長は、分科会会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代行する。

#### (事務局)

第9条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、宮崎県総合政策部総合交通課に置く。

- 3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が任命する。
- 4 事務局に関し必要な事項は、別に定める。

(会計)

- 第10条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。
- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
  - 3 協議会の予算編成、現金の出納その他財務・会計に関し必要な事項は、別に定める。

(監査)

- 第11条 協議会に監査委員を1名置く。
- 2 協議会の出納監査は、会長が任命した監査委員によって行う。
  - 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(その他)

- 第12条 この規約に定めるもののほか、協議会、部会及び分科会の運営上必要な事項は、別に定める。

附 則

この規約は、令和4年 月 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

区分	所属	役職
国・市町村	国土交通省九州運輸局交通政策部	部長
	国土交通省九州運輸局宮崎運輸支局	支局長
	宮崎県市長会	会長
	宮崎県町村会	会長
	宮崎地域分科会	会長
	都城地域分科会	会長
	延岡・西臼杵地域分科会	会長
	日南地域分科会	会長
	小林地域分科会	会長
	日向・東臼杵地域分科会	会長
	西都地域分科会	会長
関係公共交通事業者等	九州旅客鉄道株式会社宮崎支社	支社長
	宮崎交通株式会社	代表取締役
	一般社団法人 宮崎県バス協会	会長
	一般社団法人 宮崎県タクシー協会	会長
関係道路管理者	宮崎河川国道事務所	所長
	延岡河川国道事務所	所長
関係公安委員会	宮崎県警察本部交通部	参事官
地域公共交通の利用者	宮崎県高等学校PTA連合会	会長
	宮崎県私立中学高等学校協会	理事
	宮崎県社会福祉協議会	副会長
学識経験者		
宮崎県	宮崎県総合政策部	部長
	宮崎県県土整備部	部長

別表第2（第7条関係）

名称	地域間幹線バス部会	
協議事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路運送法（昭和26年法律第183号）に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者の路線（市町村の地域公共交通会議等において協議対象となる路線を除く。）の改廃等に関する協議</li> <li>・ 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日付け国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号）に定める生活交通確保維持改善計画の策定、実施及び評価に関する協議</li> </ul>	
委員	所属	役職
	国土交通省九州運輸局自動車交通部	部長
	国土交通省九州運輸局宮崎運輸支局	支局長
	宮崎県市長会	会長
	宮崎県町村会	会長
	一般社団法人宮崎県バス協会	会長
	宮崎交通株式会社	代表取締役
	宮崎地域分科会	会長
	都城地域分科会	会長
	延岡・西臼杵地域分科会	会長
	日南地域分科会	会長
	小林地域分科会	会長
	日向・東臼杵地域分科会	会長
	西都地域分科会	会長
	宮崎県総合政策部	部長

別表第3（第8条関係）

名称等	名称	構成市町村（◎は代表市町村）
	宮崎地域分科会	◎宮崎市 国富町 綾町
	都城地域分科会	◎都城市 三股町
	延岡・西臼杵地域分科会	◎延岡市 高千穂町 日之影町 五ヶ瀬町
	日南地域分科会	◎日南市 串間市
	小林地域分科会	◎小林市 えびの市 高原町
	日向・東臼杵地域分科会	◎日向市 門川町 諸塚村 椎葉村 美郷町
	西都地域分科会	◎西都市 高鍋町 新富町 西米良村 木城町 川南町 都農町
協議事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会の協議事項のうち、設置地域に関すること</li> <li>・協議会に設置された部会の協議事項のうち、設置地域に関すること</li> <li>・その他バス輸送をはじめとする生活交通の確保方策全般に関すること</li> </ul>	
委員	所属	役職
	代表市町村	副市町村長又は交通政策担当部長
	国土交通省九州運輸局宮崎運輸支局	首席運輸企画専門官
	宮崎県総合政策部	総合交通課課長
	構成市町村	交通政策担当課長他関係課長
	交通事業者	乗合バス等担当責任者